

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	母子保健事業に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

母子保健事業に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全に期している。

## 評価実施機関名

さいたま市長

## 公表日

令和5年7月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	<p>【母子保健事業に関する事務】</p> <p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。</p> <p>番号法においては、別表第一項番49に基づき、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなる。</p> <p>なお、母子保健事業に関する事務において、妊娠届出の受付については、窓口・郵送での書類の受付のほか、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンラインでの受付も実施する。</p> <p>【出産・子育て応援給付金の支給に関する事務(令和5年2月1日～)】</p> <p>全ての妊婦や子育て世帯に対する出産・子育て応援給付金の支給について、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。</p> <p>なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和4年デジタル庁告示第2号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p>
③システムの名称	保健システム、中間サーバ、番号連携サーバ、連携基盤システム、埼玉県市町村電子申請サービス、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【母子保健事業に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 項番49</li><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。) 第40条 (平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)</li></ul> <p>【出産・子育て応援給付金の支給に関する事務(令和5年2月1日～)】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</li><li>番号法別表第一 項番100</li><li>別表第一主務省令第73条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【母子保健事業に関する事務】</p> <p>番号法第19条第8号別表第二 項番26、56の2、69の2、70、87</p> <p>【出産・子育て応援給付金の支給に関する事務(令和5年2月1日～)】</p> <p>番号法第19条第8号別表第二 項番121</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	さいたま市保健衛生局保健所地域保健支援課、疾病対策課
②所属長の役職名	地域保健支援課長 疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	各区役所 暮らし応援室 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	さいたま市保健衛生局保健所地域保健支援課 住所: 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号: 048-840-2214

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月16日	3個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条 別表1 76項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条 別表1 49項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)	事後	
平成29年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健センターシステム、中間サーバ、番号連携サーバ、連携基盤システム	保健システム、中間サーバ、番号連携サーバ、連携基盤システム、埼玉県市町村電子申請サービス	事前	
平成31年2月8日	IVリスク対策	(該当事項未記載)	リスク対策について記載	事後	様式変更のため
平成31年2月8日	(旧項目名) I 7②所属長 (現項目名) I 7②所属長の役職名	地域保健支援課長 小林 裕子 疾病予防対策課長 嘉悦 明彦	地域保健支援課長 疾病予防対策課長	事後	様式変更のため
令和1年6月14日	II 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年2月28日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報の連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 項番26、56の2、87	番号法第19条第7号別表第二 項番26、56の2、69の2、70、87	事後	
令和2年5月20日	II 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	評価実施機関における重大事故の発生から1年を経過したことに伴う修正
令和3年9月1日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報の連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年3月27日	I 1. ②事務の概要	(追記)	なお、母子保健事業に関する事務において、妊娠届出の受付については、窓口・郵送での書類の受付のほか、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更	事前	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更
令和5年3月27日	I 1. ③システムの名称	(追記)	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム	事前	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更
令和5年7月27日	I 1. ②事務の概要	(追記)	【出産・子育て応援給付金の支給に関する事務(令和5年2月1日～)】 全ての妊婦や子育て世帯に対する出産・子育て応援給付金の支給について、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。 なお、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており(令和4年デジタル庁告示第2号)、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。	事後	出産・子育て応援給付金の支給に関する事務の開始による記載
令和5年7月27日	I 3. 個人番号の利用	(追記)	【出産・子育て応援給付金の支給に関する事務(令和5年2月1日～)】 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法別表第一 項番100 ・別表第一主務省令第73条	事後	出産・子育て応援給付金の支給に関する事務の開始による記載
令和5年7月27日	I 4②法令上の根拠	(追記)	【出産・子育て応援給付金の支給に関する事務(令和5年2月1日～)】 番号法第19条第8号別表第二 項番121	事後	出産・子育て応援給付金の支給に関する事務の開始による記載
令和5年7月27日	I 5①部署	保健福祉局 疾病予防対策課	保健衛生局 疾病対策課	事後	組織改正による名称変更
令和5年7月27日	I 5②所属上の役職名	疾病予防対策課長	疾病対策課長	事後	組織改正による名称変更
令和5年7月27日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	保健福祉局	保健衛生局	事後	組織改正による名称変更